

● **税務署申告会場** (今年から、申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いません。)

税務署の申告会場では、下記の内容の申告を受付します。

- **譲渡所得** (土地や株式を売ったときの所得) のある申告
- **雑損控除** を受ける申告
- **住宅借入金等特別控除** を初めて受ける申告
- **青色申告、消費税の申告、令和5年分までの確定申告、死亡者の申告** (準確定申告)
- **事業** (農業・営業等) による合計収入金額が1,000万円以上の申告
- **退職所得** のある申告
- **その他複雑な内容の申告**

● **受付時間** 9時～16時

※来場者数によっては、受付時間内でも受付を締め切る場合があります。

場所 **サントピア水口 共同福祉施設 教養文化室**

※会場の入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は当日会場で取得するか税務署の公式LINEからも取得できます。



税務署公式LINE▲

※作成済の申告書等は、郵送又は税務署内の窓口で提出してください。
(〒528-8555 水口町水口5587番地3 水口税務署個人課税部門宛)

☑ **申告の持ち物をチェック**

□ ①「マイナンバーカード」または、「通知カード等の番号
確認書類+運転免許証等の身元確認書類」

□ ②収入がわかる書類

- 給与や年金の源泉徴収票 (原本)
- 営業、農業、不動産の所得がある方は収支内訳書
※必ず事前に作成してください。
- 上記以外の所得がある方は、その所得を証明する書類

□ ③控除の証明書等

- 社会保険料の証明書 (国民年金保険料、任意継続の健康保険料)
※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明は、申告書に添付する必要はありません。
- 生命保険や地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書
※必ず事前に作成してください。(医療を受けた人・病院別に記載し、合計額を記入してください)
※「医療費のお知らせ」でも可
- セルフメディケーション税制の明細書 (この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません)
- その他、受けようとする控除の必要書類

□ ④振替納税および還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの
金融機関届出印 (振替納税を希望される場合のみ)

□ ⑤扶養控除等の判定のため、被扶養者の所得のわかる書類

□ ⑥昨年の申告書の控え (お持ちの方)

問 **税務課 市民税係**

☎ **69-2128** ☎ **63-4574**

水口税務署

☎ **62-0314** (自動音声により案内)

要介護認定を受けている方

■ **市の認定で障害者控除の申告が可能**

令和6年12月31日現在、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が、一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

■ **おむつ使用証明書に代わる確認書の交付**

おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、主治医の「おむつ使用証明書」が必要ですが、一定の基準に該当する場合は、申請により「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」の交付を受けると使用証明書に代わり医療費控除の対象となります。

● **各申請は、長寿福祉課または各地域市民センターまで提出してください。**

問 **長寿福祉課 介護保険係**

☎ **69-2165** ☎ **63-4085**

国民年金保険料を納付されている方

■ **国民年金保険料の控除証明書**

令和6年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。控除証明書に関する照会、再発行の依頼については、下記までお問い合わせください。

※市役所では再発行できません。

問 **日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル**

☎ **0570-003-004**

☎ **03-6630-2525** (IP電話用)

所得税 住民税 の確定申告は3月17日まで

申告会場は毎年混雑します。

自宅からのスマホ申告をお試しください!

申告書の作成・送信は国税庁のホームページから行えます。

国税庁ホームページ▶



申告期間

2月17日 (月) ～ 3月17日 (月)
(土日・祝日は除く)

☑ **申告が必要かどうか、市ホームページでチェック**

市ホームページ▶



☑ **所得税の確定申告・住民税申告相談日をチェック**

会場別受付時間・場所・日程

● **市申告会場**

市の申告会場では、令和7年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方を受付します。
各会場では駐車場の台数が限られていますので、できるだけ公共交通機関等でご来場ください。

● **受付時間** (午前の部) 8時30分～11時30分 (午後の部) 13時～16時

受付会場・日程

会場 日	水 口	土 山	甲 賀	甲 南	信 楽
	サントピア水口 共同福祉施設 1階 研修室	土山開発センター 1階 大集会室	甲賀地域市民センター 2階 会議室	甲南地域市民センター 3階 会議室	信楽地域市民センター 2階 会議室
受付時間	8:30～11:30 13:00～16:00				
2月17日(月)	申告相談日	※ご注意 この期間は開催しておりません。	佐山学区	※ご注意 この期間は開催しておりません。	※ご注意 この期間は開催しておりません。
2月18日(火)			油日学区		
2月19日(水)			大原学区		
2月20日(木)		鮎河、山内学区	※ご注意 この期間は開催しておりません。		
2月21日(金)		大野学区			
2月25日(火)		土山学区			
2月26日(水)					
2月27日(木)		※ご注意 この期間は開催しておりません。	希望ヶ丘学区		
2月28日(金)			希望ヶ丘学区		
3月 3日(月)			第一学区		
3月 4日(火)			第一学区		
3月 5日(水)			第一学区		
3月 6日(木)			第二学区		
3月 7日(金)			第三学区		
3月10日(月)			中部学区		
3月11日(火)	※ご注意 この期間は開催しておりません。	多羅尾、朝宮学区			
3月12日(水)		小原学区			
3月13日(木)		雲井学区			
3月14日(金)		信楽学区			
3月17日(月)	※ご注意 この期間は開催しておりません。			信楽学区	

● 甲賀市の申告会場では、令和7年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方を受付します。

● 下記の申告については受付できませんので、税務署の申告会場 (サントピア水口 共同福祉施設1階 教養文化室) で申告してください。

- 譲渡所得 (土地や株式を売ったときの所得) のある申告
- 雑損控除を受ける申告
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける申告
- 青色申告、消費税の申告、令和5年分までの確定申告、死亡者の申告 (準確定申告)
- 事業 (農業・営業等) による合計収入金額が1,000万円以上の申告
- その他複雑な内容の申告

<申告相談時のお願い>

- 農業所得・営業所得など、事業所得のある方は、必ず収支内訳書を作成してご来場ください。
- 医療費控除を受ける場合は、「医療を受けた人・病院別」に計算した医療費の明細書を作成してご来場ください。
- 昨年の申告書の控えをお持ちの場合は、申告相談へお持ちください。
- 駐車場の台数が限られていますので、できるだけ自家用車でのご来場はご遠慮ください。

※混雑防止のため地区分けをしますので、ご理解とご協力をお願いします。